

公益社団法人 私立大学情報教育協会
平成25年度 第4回電子著作物相互利用事業委員会 議事概要

I. 日 時 平成25年10月29日(火) 17:30~19:30

場 所 公益社団法人 私立大学情報教育協会 事務局会議室

II. 出席者 深澤担当理事、半田委員長、紋谷委員、高木委員、潮木委員、尾崎アドバイザー
(事務局 井端、平田)

III. 検討事項

今回は、著作権法改正要望と利用条件に関する大学アンケートを実施し、大学・短期大学を合わせて7割程度の回答を得られ、そのうち9割程度が法改正を要望していることが事務局から報告され、今回は大学から寄せられた意見を踏まえて利用条件について以下のとおり検討した。

- ① 受講していない学生まで対象としてほしいという意見については、大学の立場としては利用者・目的の範囲を授業から拡大したい要望はあると思うが、著作権者への配慮を考えた場合に、委員会でまとめた案の通り受講者に限定したほうがよい。
- ② 事前事後学修では年度を越えた復習もあるため受講者の範囲を広げたいという意見については、大学の授業形態が教養と専門の複合型になってきているので、振り返り学修を視野に入れ、受講期間以外(卒業するまで)についての使用の可能性を検討すべきと思われる。
- ③ 卒後も医療系などは大学の教材を使うこともあるので、デジタルコンテンツも卒後の利用希望もあるが、利用対象者が広がりすぎる感がある。
- ④ 著作権法35条の授業を受ける者は、履修届を出している者とまで明言していないので、拡大範囲を明確にせず、審議会への法改正要望の利用条件では原案通り「授業を受ける者」としておく。
- ⑤ 著作権者への配慮として、法改正とは別に、権利者団体や教育機関側団体との取り決めとして具体的なガイドラインを作っていくべきである。
- ⑥ 要望案の利用条件「(5)複製・改竄防止のための適切な措置を講ずる。」では、過剰な期待を持たせてしまう可能性があるため、大学向けにわかりやすく作成した利用条件の表現と同様に、「例えば」と追記して措置の例示を入れる。同時に(4)の利用者限定についてもID・パスワードの設定を追記する。
- ⑦ 他団体との連盟で要望を提出したいが調査には時間がかかると思われるため、私立大学のレベルでまずは要望していくことにする。
- ⑧ 他団体への理解と協力を得るため、他団体向けの法改正要望と利用条件の案を事務局で作成し、委員にはメールで確認いただき修正の上、協力依頼の文書を添えて送付する。
- ⑨ 今後のスケジュールは、11月中に文化庁に要望提出予定であることを連絡し、文化庁要望提出は12月中とする。

以上